社会福祉法人 清規会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清規会の役員及び評議委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

- 第3条 理事長については、別表1に定める額とする。
- 2 賞与及び退職手当は支給しない。

(理事会の出席報酬等)

- 第4条 理事が理事会に出席したときは、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事長については、第3条に定める報酬を支払うためこれを支給しない。

(評議員会の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表3により、報酬及び実費弁償費を支払 うことができる。

(監事の報酬等)

- 第6条 監事が理事会等会議に出席したときは、別表4により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 監事が理事会等会議以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会、運営状況 の指導または監査業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うこ とができる。

(出張旅費)

- 第7条 役員が、法人業務のため出張する場合、業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。
- 2 旅費は、最も経済的な方法により計算され、自家用車を使用した場合は1kmあたり 20円とする。但し、用務の必要上又は天災等の場合は、その実状により計算される。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、職員給与を支給していることから本規程に基づく 役員報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けなければならない。

附則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

別表1 (月額)

名称	報酬額
理事長報酬	400,000円

別表2 (日額)

名称	報酬額(源泉徴収後)	実費弁償費
理事会出席報酬等	8,000円	2,000円

別表3 (日額)

名称	報酬額(源泉徴収後)	実費弁償費
評議員会出席報酬等	8,000円	2,000円

別表4 (日額)

名称	報酬額(源泉徴収後)	実費弁償費
監事監査指導報酬等	8,000円	2,000円